

有害使用済機器保管等に関する
保管及び処分の基準について

(ver. 2. 3)

八戸市環境部環境保全課

目 次

保管又は処分の基準	1
掲示板の作成	5
保管高さの制限	6
帳簿の作成・保存	8
立入検査	9
有害使用済機器に係る罰則一覧	9

保管又は処分の基準

有害使用済機器の内部には、有害物質や油等が含まれており、不適正な保管や処分を行った場合、有害物質等の周辺環境への飛散・流出や、発生した汚水等による周辺土壌又は公共用水等の汚染などが懸念されるほか、不適正な保管及び処分による火災の発生のおそれがあるため、有害使用済機器保管等事業者は以下の基準を遵守し適切に保管又は処分（以下「保管等」と示す。）を行う必要があります。

また、有害使用済機器の保管又は処分の一環として分別、選別及び解体を行う場合には、保管又は処分の基準を遵守して分別、選別及び解体を行う必要があります。

届出が不要な業者であっても、以下の基準を遵守し、環境保全上の支障の除去に努めてください。

基準の項目及び内容は以下のとおりです。

	基準の項目	基準の内容
1	囲いの設置	有害使用済機器の保管に当たっては、みだりに人が入り込まないように、また機器やその一部が周辺環境へ飛散・流出しないよう管理するため、囲いを設け、保管の位置を明らかにする必要があります。 また、囲いに荷重がかかるように有害使用済機器が保管されている場合、囲いが倒れ、又は壊れること等により、有害使用済機器が周辺に崩落しないように、当該荷重に対して構造耐力上安全である必要があります。
2	掲示板の設置	有害使用済機器の保管又は処分に当たっては、有害使用済機器の保管等の場所である旨、保管又は処分の別、保管品目、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、最大保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合に限る。）など、必要な事項（P3）が表示された掲示板を設ける必要があります。
3	保管高さ	屋外で有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合、機器やその一部の周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から保管の状況に応じて定められた高さ（P4）を超えないようにする必要があります。
4	土壌・地下水汚染防止	有害使用済機器は内部に潤滑油等の有害物質を含むものがあります。保管等に際し、油の漏洩や汚水の発生・流出等により、公共水域、土壌や地下水の汚染のおそれがある場合は、地下浸透を防止するためのコンクリート敷設や、汚水の流出を防止するための排水溝の設置等の周辺環境の汚染を防止する措置を講ずる必要があります。
5	飛散・流出に関する必要な措置	屋外で容器を用いずに保管する場合で、強風時等に有害使用済機器やその一部が飛散・流出するおそれのある場合は、フェンスを設けるなど保管等の状況に応じて必要な対策を講じる必要があります。

	基準の項目	基準の内容
6	生活環境の保全	有害使用済機器の保管等を業として行うに当たっては、機器の搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積込み、選別時の重機稼働、処理施設の稼働等による騒音・振動により、生活環境保全上悪影響をおよぼさないよう必要な措置を講じる必要があります。
7	火災・延焼防止	有害使用済機器の中には、電池や油など火災発生源となる可能性のあるものが含まれています。また、万が一火災が発生した際には、外装によく使用されているプラスチック等の可燃物による延焼のおそれも指摘されています。このことから、保管に当たっては、火災発生源の可能性のあるものの分別、保管高さを一定程度に制限する等の措置（P5）を講ずる必要があります。 また、処分に当たっては、発火のおそれのあるものや、蛍光管又は電池等の有害物質の飛散・流出のおそれがあるものを取り除く必要があります。このため、処理設備に投入する有害使用済機器の中に処理に適さないものが含まれていないことを連続的監視装置や目視等により確認する等の措置や、万が一火災等が発生した場合の初期対応として消火器を設置する等の必要な措置を講ずる必要があります。 ※水銀等を含む物品、例えば蛍光管や一部の電池については、分別後適正に処分する必要があります。
8	公衆衛生の保全等	有害使用済機器の保管等に当たっては、保管する有害使用済機器等の整理、整頓及び清掃を行うことや、機器内部等に雨水が溜まらないようにする等により事業場内を衛生的に管理し、ねずみ、害虫等が発生しないようにする必要があります。
9	特定家庭用機器に該当する品目の処分	<u>有害使用済機器のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機は、環境大臣が定める方法により処分する必要があります。</u> 例えば、含まれる鉄、アルミニウム、銅等を回収する方法や、フロン類が発散しないよう回収する等の措置が必要です。
10	禁止行為	有害使用済機器の処分に当たっては、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分は禁止されています。
11	保管等に伴って発生した廃棄物の処理	有害使用済機器の保管等に当たっては、機器の搬入時や処分後に廃棄物が発生する可能性があります。有害使用済機器の保管又は処分を業とするものがその事業に伴って生じた廃棄物の排出者となり、法に基づきその廃棄物を適正に処理してください。

掲示板の作成

掲示板の作成に当たっては、以下の点を遵守してください。

1	有害使用済機器の保管の場所である旨の表示
2	処分又は再生を行う場合には、有害使用済機器の処分又は再生の場所である旨の表示
3	保管する有害使用済機器の品目
4	保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
5	屋外で容器を用いず保管する場合には、最大保管高さ
6	掲示板の大きさは 60cm×60cm

○掲示板作成例

有害使用済機器の保管場所	
保管する有害使用済機器の品目	
管理者	氏名又は名称
	連絡先
最大保管高さ	m

または「廃棄物処理法第17条の2に規定する機器(有害使用済機器)の保管場所」

処分(又は再生)も行っている場合は、「～の保管・処分(再生)場所」と記載

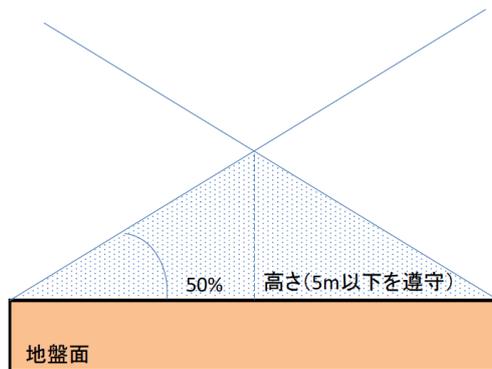
代表的な取扱品目を3つ以上記載。なお、代表的な品目の選定に当たっては、取扱量上位3種を選定するなど、取扱実態と乖離しない品目を選定すること

保管高さの制限

屋外で容器に入れずに保管する場合、次の(1)～(3)に示す高さ又は5mのうち低い方を最大保管高さとする。

(1) 有害使用済機器が堅牢な囲いに接しない場合

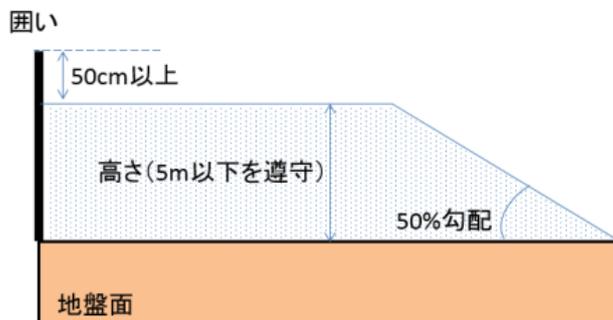
水平面に対して50%の勾配(約25.6度)



(2) 有害使用済機器が堅牢な囲いに接する場合((3)を除く)

囲いに接する面について、壁の上辺から50cm下がった高さ。

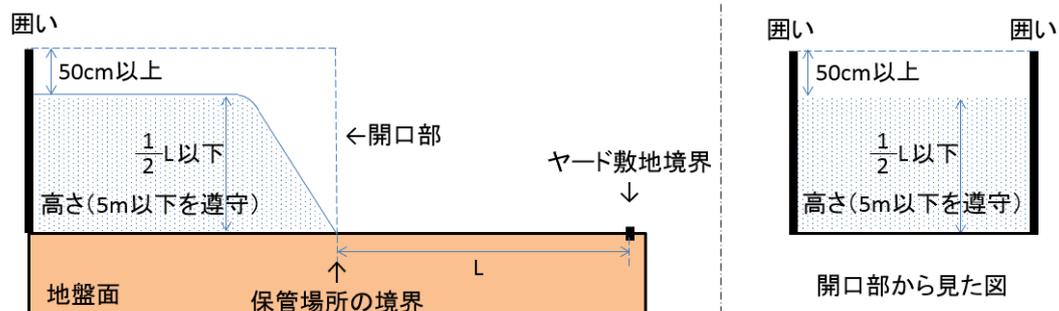
囲いに接していない面は、水平面に対して50%の勾配(約25.6度)



(3) 三方が堅牢な囲いに接する場合

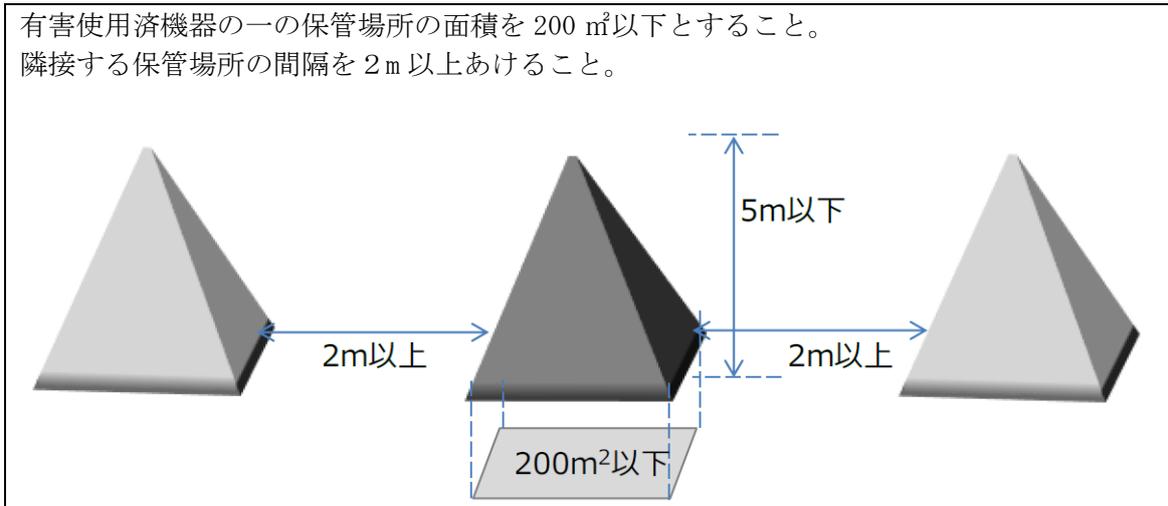
囲いに接する面について、壁の上辺から50cm下がった高さ。

囲いに接していない面は、囲いに接していない面の境界線と、敷地境界線や事務所等までの水平距離の1/2に相当する保管高さ以下の場合、勾配の規定なし。



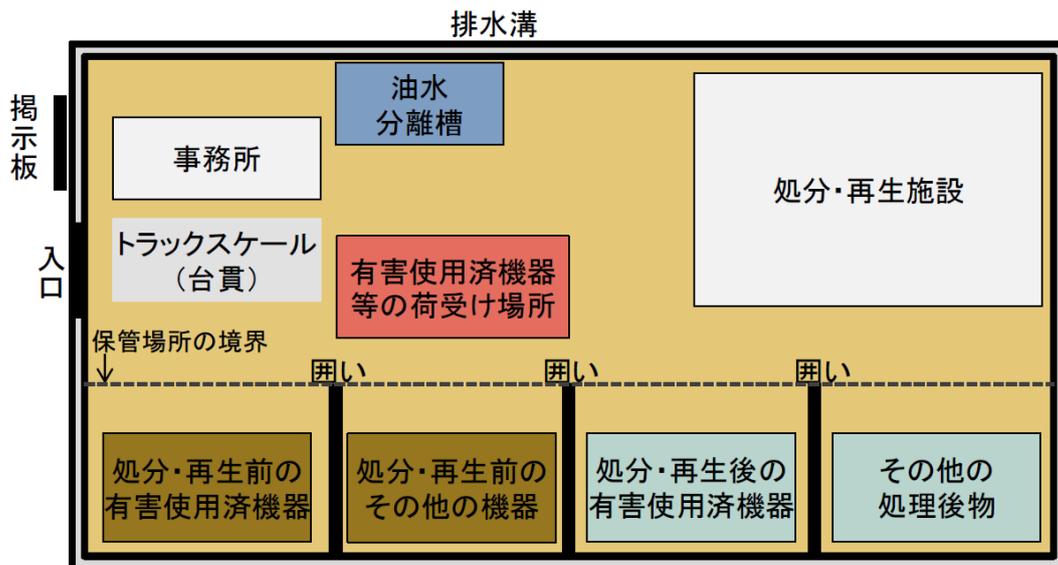
また、有害使用済機器が堅牢な囲いに接しない場合（(1)の場合）には、以下の点も遵守すること。

有害使用済機器の一の保管場所の面積を 200 m²以下とすること。
隣接する保管場所の間隔を 2m 以上あけること。



有害使用済機器の保管及び処分場所の設置に当たっては、以下の保管及び処分場所概要図を参考にしてください。

○保管及び処分場所概要図



帳簿の作成・保存

有害使用済機器保管等の業を行う者は、適正な管理を促す観点から、有害使用済機器の取扱いについて、品目ごとに、受入先、受入量、搬出先等を帳簿に記録することが義務付けられています。

また、帳簿は1年ごとに閉鎖し、5年間保存することとされています。なお、記録は書面によるもののほか、電磁的記録も可能です。帳簿への記載事項は以下のとおりです。（記載は取扱い品目ごとに行うこと。）

業の種類	帳簿記載事項	備考
保管	受入年月日	有害使用済機器を受け入れた年月日を記載。
	受入品目	有害使用済機器の品目毎に記載。
	受入先	複数の受入先がある場合は、全て記載。
	受入量	複数の受入先がある場合には、受入先ごとに記載。※計量単位は重量に統一することが望ましい。
	搬出年月日	有害使用済機器を搬出した年月日を記載。
	搬出先、搬出品目	有害使用済機器を含む貨物について、搬出先と品目を記載。複数の搬出先がある場合は、貨物ごとに全ての搬出先を記載。
	搬出量	有害使用済機器の搬出量について記載。
処分又は再生	処分又は再生年月日	有害使用済機器を処分又は再生した年月日を記載。
	処分又は再生方法	受け入れた有害使用済機器の処分又は再生の方法を記載。（破碎（切断）、圧縮等）
	処分又は再生量	処分又は再生した有害使用済機器の量について記載。
	処分又は再生品目	処分又は再生した有害使用済機器の品目について記載。
	持出年月日	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残渣等の持出年月日について記載。
	持出先、持出品目	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残渣等について、持出先と品目を記載。複数の持出先がある場合は、品目ごとに全ての持出先を記載。 ※処分又は再生により部品や原材料等になる場合は、例えば「アルミ」、「銅」等の持出物品の品目名で記載。
	持出量	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残渣等の持出量について記載。

立入検査

有害使用済機器の適正な取扱いを確保するために、八戸市では、有害使用済機器保管等業者に対し必要な報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等を行う場合があります。また、有害使用済機器又はその疑いのある物についての立入検査は事前の通告なく行われる場合もあります。

※報告聴取、立入検査の拒否を行った場合等の罰則が規定されているので留意してください。

有害使用済機器に係る罰則一覧

違反の内容	罰則
措置命令違反	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれを併科
改善命令違反	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科
届出義務違反・虚偽届出	30万円以下の罰金
報告拒否・虚偽報告	
立入検査拒否・妨害・忌避	